
寝屋川市災害廃棄物処理計画

版数	改訂日	改訂概要
初版	平成 29 年 3 月	策定
第 2 版	平成 31 年 2 月	改訂（市防災計画改定及び大阪北部地震[H30.6.18]、台風 21 号[H30.9.4]による見直し）
第 3 版	令和 8 年 3 月	改定（公費解体等の追加による見直し）

第1編 総則	1
第1章 策定の趣旨	1
1 計画の位置づけ	1
2 災害廃棄物処理手順及び災害廃棄物処理実行計画の位置付け	2
(1) 寝屋川市災害廃棄物処理手順	2
(2) 寝屋川市災害廃棄物処理実行計画	2
第2章 基本的事項	4
1 処理主体	4
2 被害想定	4
3 処理期間	4
4 対象とする業務と災害廃棄物	4
(1) 対象とする業務	4
(2) 対象とする災害廃棄物	5
5 災害廃棄物発生量及び仮置場必要面積の推計	6
6 計画の見直し	6
第3章 組織体制及び情報収集	7
1 組織体制及び指揮命令系統	7
2 協力支援体制	7
(1) 国や他都道府県等との連携	7
(2) 他自治体等との連携	9
(3) 民間事業者との連携	10
(4) 自衛隊・警察・消防との連携	10
(5) ボランティアとの連携	10
第2編 災害廃棄物処理	11
第1章 災害廃棄物対策	11
1 平常時	11
2 初動期	13
3 応急対応から復旧・復興	14

第2章 災害発生後の対応スケジュール	15
第3章 災害廃棄物発生量の推計	17
第4章 仮置場の確保・設置	20
1 仮置場の分類	20
2 近隣集積所	20
3 仮置場候補地の選定	21
4 仮置場の設置	21
5 仮置場のレイアウト	22
6 仮置場必要面積の推計方法	23
7 仮置場の管理・運営	23
(1) 必要資機材の確保	23
(2) 仮置場の管理人員の確保	25
(3) 搬入・搬出管理	25
8 仮置場の閉鎖	25
第5章 分別・処理・再資源化	26
第6章 公費解体	27
1 損壊家屋等の解体・撤去	27
2 公費解体の受入体制等の検討	28
(1) 公費解体の対象案件の選定	28
(2) 公費解体のためのルール作り	28
(3) 公費解体受付体制	28
(4) 賃貸物件や集合住宅の公費解体	28
第7章 環境対策	29
1 環境モニタリング	29
2 悪臭及び害虫防止対策	29
3 火災防止対策	29
4 有害廃棄物・適正処理困難物対策	29

第 1 編 総則

第 1 章 策定の趣旨

平成 26 年 3 月に策定した国の「災害廃棄物対策指針」（平成 30 年 3 月改定）に基づき、本市の被災時における災害廃棄物処理を適正かつ迅速に行うことにより、市民の生活基盤の早期回復と生活環境の改善に資することを目的とし、基本的事項や考え方を定めた「寝屋川市災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

なお、本計画は、寝屋川市地域防災計画（以下「市防災計画」という。）等の重要な前提条件が見直された場合等、必要に応じ見直します。

1 計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法に基づく災害廃棄物対策指針に基づき、大阪府災害廃棄物処理計画及び市防災計画との整合性を図り策定したものであり、災害が発生した場合、より具体的な配慮事項に基づき、対応することができる計画等を策定する必要があります。

このため、本計画に基づき、あらかじめ実際に災害が発生したことを想定して、具体的に何を実施するかを示した「寝屋川市災害廃棄物処理手順」（以下「処理手順」という。）を策定し、また、災害発生後には、速やかに「寝屋川市災害廃棄物処理実行計画」（以下「実行計画」という。）を策定し、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行います。

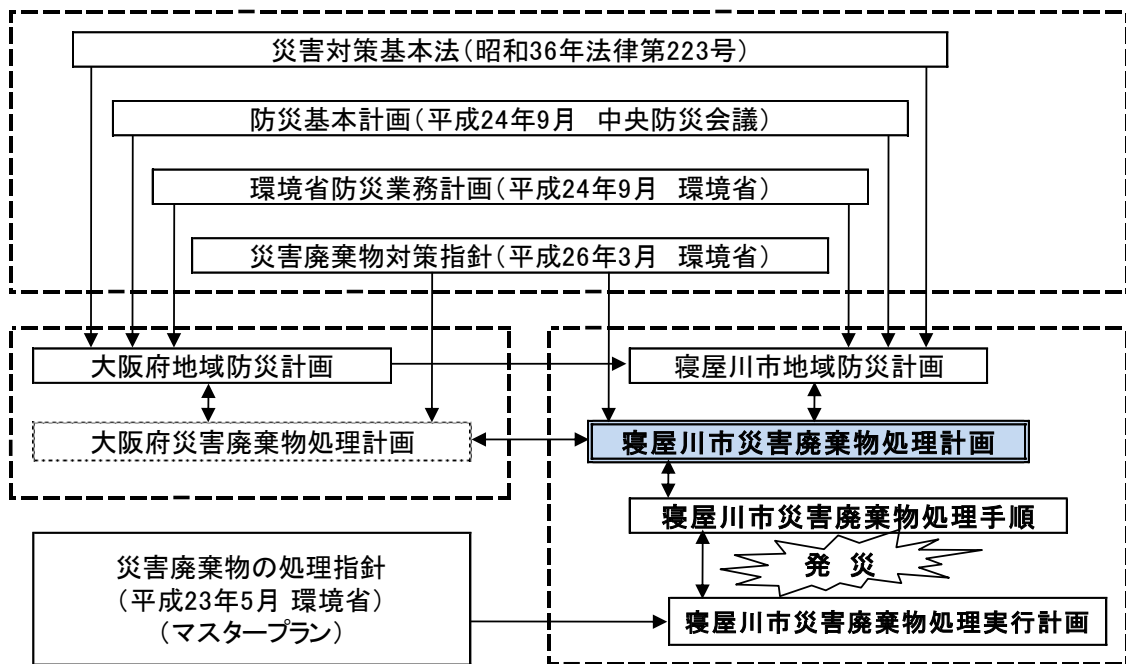


図 1.1 本計画の位置付け

2 災害廃棄物処理手順及び災害廃棄物処理実行計画の位置付け

(1) 寝屋川市災害廃棄物処理手順

本計画に記載された事項を、災害時に実施すべき作業を示した処理手順を作成します。

処理手順は、あらかじめすべての項目について定めるものではなく、作業を意識した行動手順です。そのため、より具体性で実用性を求め、継続して検討・見直しをしていく性質のものであり、作成及び見直し過程を通じて職員の訓練を図ることも、処理手順作成の目的として包含します。

(2) 寝屋川市災害廃棄物処理実行計画

国の策定する「災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」及び「大阪府災害廃棄物処理計画」を基に、市内の被災状況及び特性に応じた処理の基本方針を含む実行計画を策定し、災害時には実行計画に沿って災害廃棄物の処理作業を実施します。

実行計画は、作業の進捗状況や災害廃棄物の発生推計量の見直し等により、適宜修正を行います。

復旧・復興後には、実行計画を基に、本計画及び処理手順を見直します。

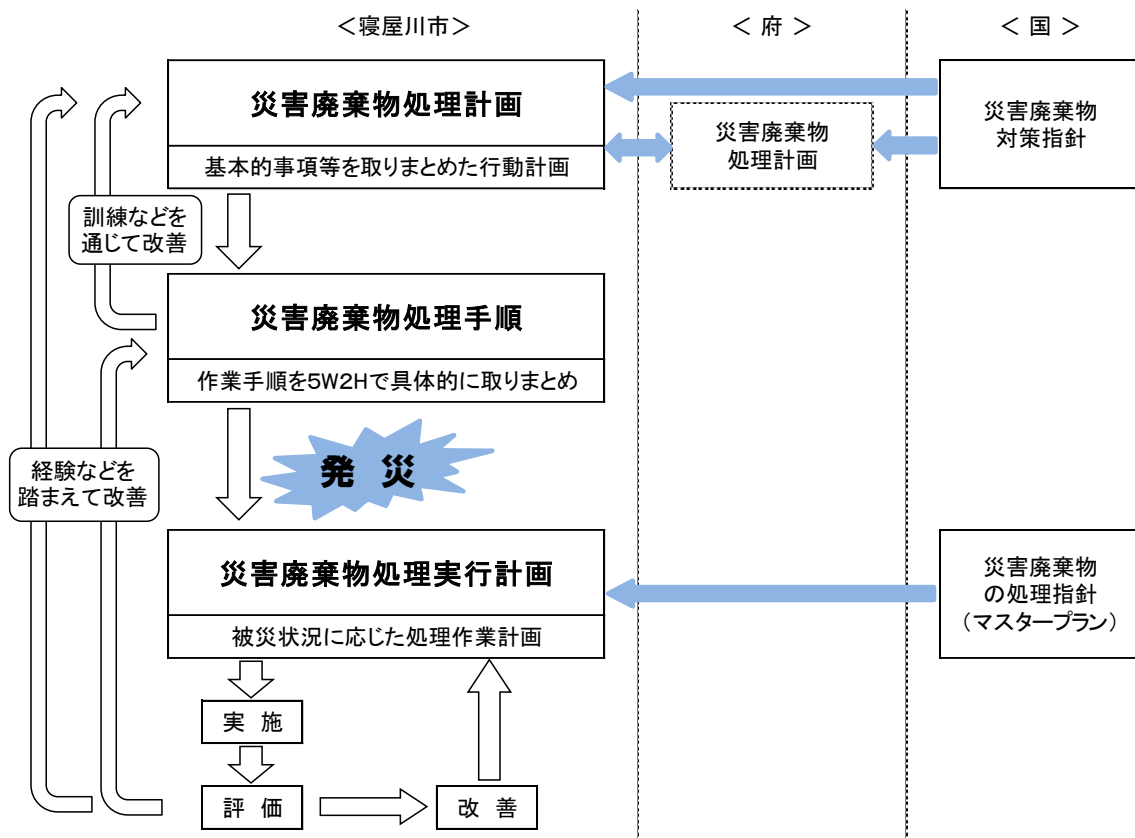


図 1.2 災害廃棄物処理手順及び災害廃棄物処理実行計画の位置付け

第2章 基本的事項

本計画に当たっての基本的事項は、下記のとおりとします。

1 処理主体

災害廃棄物の処理は、本市が実施することを基本としますが、災害の規模により本市の処理能力を大幅に上回る場合は、大阪府及び関係市町村と連携します。また、必要な場合にあっては、地方自治法第252条の14の規定に基づき大阪府に事務委託します。

2 被害想定

本計画における被害想定は、地震災害と風水害とします。地震災害については、南海トラフ巨大地震及び上町断層帯、生駒断層帯などの地震を想定し、風水害については、平成24年8月14日の短時間豪雨及び平成30年9月4日の台風21号と同規模のものを想定とします。

3 処理期間

環境保全上の配慮からも、風水害では6か月以内に処理を完了、地震災害では概ね3年以内に処理を完了することを基本とします。ただし、3年以内の処理完了が困難な場合は、国・大阪府との調整を踏まえながら可能な限りの対応を行うこととします。

4 対象とする業務と災害廃棄物

本計画において対象とする業務は、生活ごみ、避難所ごみ、し尿及び災害廃棄物の収集・運搬、再資源化、中間処理だけでなく、二次災害の防止や大阪府・関係地方公共団体等との連携なども含みます。

(1) 対象とする業務

ア 収集・運搬

イ 再資源化（リサイクルを含む）

ウ 中間処理（破碎、焼却等）

エ 二次災害（強風による災害廃棄物の飛散、発生ガスによる火災、感染症の発生など）の防止

オ 大阪府・関係地方公共団体・関係事業者等との連携

カ 広報

キ 上記業務のマネジメント及びその他廃棄物処理に係る事務等

(2) 対象とする災害廃棄物

ア 地震等の災害によって発生する廃棄物

- (ア) 木くず：柱・梁・壁材、木製家具、水害等による流木など
- (イ) コンクリートがら等：コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず、瓦など
- (ウ) 金属くず：鉄骨や鉄筋、アルミ材など
- (エ) 可燃物：繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
- (オ) 不燃物：分別できない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
- (カ) 腐敗性廃棄物：置や被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
- (キ) 廃家電：被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの（リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う）
- (ク) 廃自動車等：災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車（リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う）
- (ケ) 廃船舶：災害により被害を受け使用できなくなった船舶
- (コ) 有害廃棄物：石綿含有廃棄物、P C B、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・C C A・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物等
- (サ) その他、適正処理が困難な廃棄物：消火器、ボンベ類などの危険物や、ピアノ、マットレスなどの市の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボードなど

イ 被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物

- (ア) 生活ごみ：日常生活に伴って、家庭から排出されるごみ
- (イ) 避難所ごみ：避難所から排出される生活ごみなど
- (ウ) し尿：仮設トイレ（災害用簡易組立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿

5 災害廃棄物発生量及び仮置場必要面積の推計

主な大規模地震や風水害により想定される災害廃棄物発生量及びその仮置きに必要面積の推計を大阪府が算出した内容は、以下のとおり。ただし、令和元年7月の修正後に、環境省による推計方法の変更があったので、参考情報とします。

表 1.1 大阪府による災害廃棄物発生量の推計結果

想定地震	南海トラフ	上町断層帯 A	上町断層帯 B	生駒断層帯	水害	台風
災害廃棄物発生量 (単位：万トン)	136.3	108.8	3.5	197.5	0.03	0.18
仮置場必要面積 (単位：h a)	42.1	38.0	1.3	69.1	—	—

※ 上町断層帯 A は断層北中部、B は断層南部が震源地になることを想定

参考 大阪府災害廃棄物処理計画（大阪府 令和元年7月修正）

6 計画の見直し

本計画については、次のような場合は見直し、必要に応じて改定します。

- ・関係法令や国の指針、寝屋川市地域防災計画等の関連する計画に重大な変更があった場合。
- ・被害想定等の前提条件に変更があった場合。
- ・実際の災害対応等を踏まえ、改善の必要が認められた場合。
- ・その他、特に見直しが必要となったとき。

第3章 組織体制及び情報収集

1 組織体制・指揮命令系統

災害時において迅速かつ適切な活動を行うため、環境部内に災害廃棄物処理体制を構築します。統合調整部隊は、各班が収集した情報を集約し、適宜、市災害対策本部に報告するとともに、必要に応じて関係機関に通知します。集約した災害対策本部からの情報は部内に周知します。

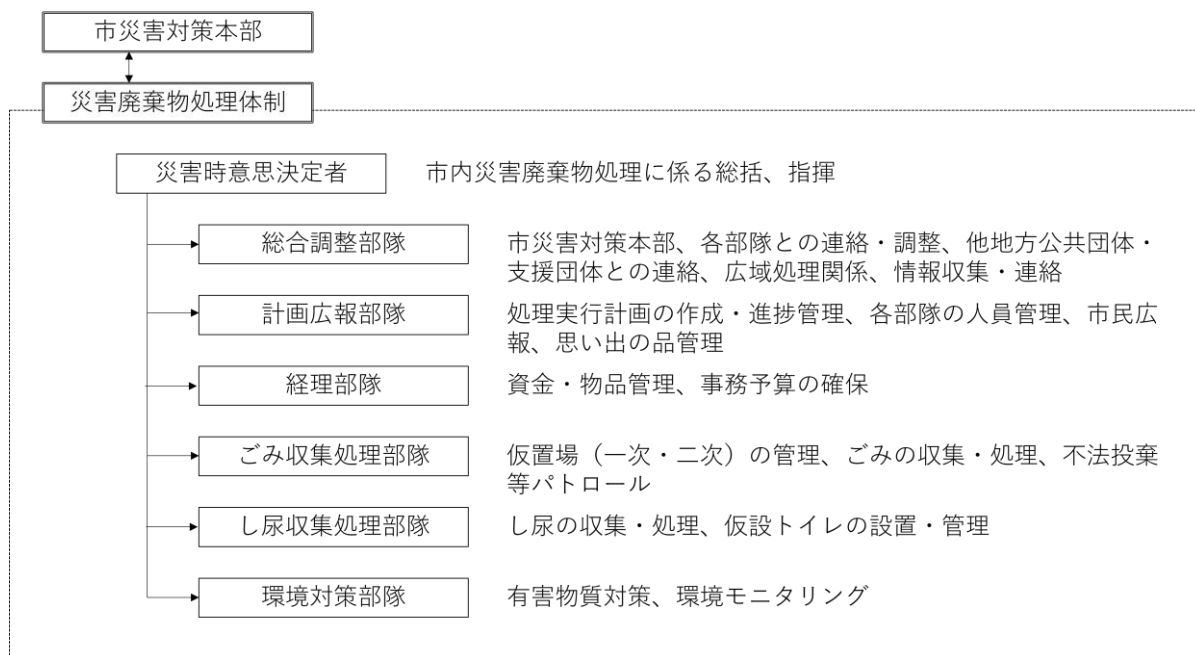


図 1.3 環境部内の災害廃棄物処理体制

2 協力・支援体制

(1) 国や他都道府県等との連携

大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会（事務局：環境省近畿地方環境事務所）や全国知事会、関西広域連合等が構築する体制を活用して、災害時における国や他都道府県、廃棄物処理事業者等との受援・支援体制の構築を図ります。

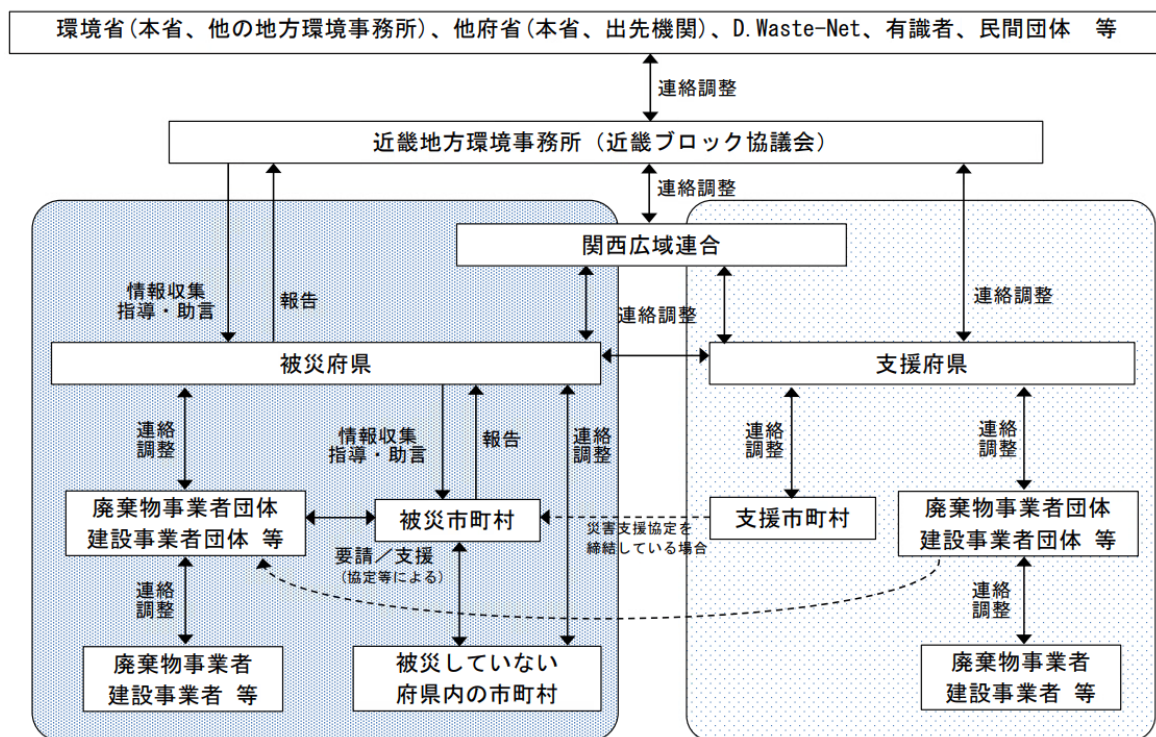


図 1.4 近畿ブロックにおける大規模災害時の廃棄物処理体制の例

出典 近畿ブロック大規模災害廃棄物対策行動計画〔第2版〕
(近畿ブロック協議会 令和元年7月)

【広域処理支援体制＜近畿ブロック協議会＞】

環境省近畿地方環境事務所を中心に2府4県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）、政令市・中核市、民間団体、有識者等で構成する「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」を設置。

ブロック協議会で、近畿圏における大規模災害時の廃棄物対策に関する広域連合、相互支援に係る手順等を定めた計画策定を進めます。

また、災害廃棄物処理には多額の経費が必要となることから、廃棄物処理法第22条及び同施行令第25条に基づく環境省補助事業表1.2の活用について、平時から要件等の情報収集に努めるとともに、申請に必要な事項を整理します。

表 1.2 災害廃棄物等の処理に関する国の補助事業

事業名	対象事業	補助率
災害等廃棄物処理事業費	災害のために実施した廃棄物・し尿の収集、運搬及び処分等	1/2 (地方負担分に特別交付税措置あり)
廃棄物処理施設災害復旧事業	市町村等が設置した廃棄物処理施設の災害復旧事業	1/2 (地方負担分に起債措置があり、元利償還金に普通交付税措置あり)

参考 災害関係業務事務処理マニュアル

(環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課 令和 5 年 12 月 改訂)

(2) 他自治体との連携

本市が他自治体と連携している災害関連の協定は表 1.3 のとおりです。

協定の種類によって、市災害対策本部事務局が取りまとめて応援要請を行うなど、必要な手続きや手順が異なるため、あらかじめ整理します。

表 1.3 災害廃棄物等の処理に関する他自治体との協定

協定名	相互支援の内容	締結年月日	締結先
一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互支援協定	・施設の故障、事故、点検及び改修などによる、他市施設の支援 ・災害時などに大量発生した一般廃棄物の一時保管、処理又は運搬業務の支援等、一般廃棄物処理における総合的な相互支援 など	平成 20 年 3 月 3 日	守口市、枚方市、大東市、門真市、東大阪市、四條畷市、交野市、東大阪都市清掃施設組合、四條畷市交野市清掃施設組合、北河内 4 市リサイクル施設組合
し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定	災害発生時においてより広域的な支援体制を確保、し尿等に係る一般廃棄物処理行政の円滑な遂行	平成 30 年 4 月 1 日	守口市、枚方市、大東市、門真市、東大阪市、四條畷市、交野市

(3) 民間事業者との連携

環境部が民間事業者・団体と災害廃棄物等の処理に関して締結している協定は表 1.4 のとおりです。発生時に、円滑な連携が図られるよう、平時から連絡窓口、手段などの必要な手続きを整理します。

表 1.4 災害廃棄物等の処理に関する民間事業者等との協定

協定名	相互支援の内容	締結年月日	締結先
災害時における一般家庭ごみ収集運搬業務の支援に関する協定	災害時における一般家庭ごみ収集運搬業務の支援	平成 29 年 3 月 21 日	寝屋川市清掃業組合 株式会社スリーエフコーポレーション 北口建設工業株式会社 株式会社寝屋川興業 有限会社河北産業
災害廃棄物等の処理に関する基本協定	・災害廃棄物等の撤去、積込作業 ・災害廃棄物等の収集運搬 ・災害廃棄物等の処分 ・災害廃棄物処理計画等の策定支援	令和 8 年 2 月 17 日	大栄環境株式会社

(4) 自衛隊・警察・消防との連携

発災初動期は、人命救助が優先されるため、迅速な人命救助を図る上で、作業の支障となる損壊家屋等を所有者の承諾を待たずに撤去する場合があります。その際、自衛隊、消防局、警察と連携し対応します。

(5) ボランティアとの連携

災害時には、被災者支援として、被災者宅の清掃や片づけごみの排出等にボランティアが関わることが想定されるため、生活ごみや片づけごみの排出方法や分別方法等について、関係団体等と連携し、ボランティアに対する周知・広報を行います。また、発災時に円滑に連携が図られるよう、平時から関係団体等と定期的に情報交換を行い、協力体制を構築します。

第2編 災害廃棄物処理

第1章 災害廃棄物対策

災害廃棄物対策として実際に必要となる項目については、環境省「災害廃棄物対策指針」に基づきまとめたものであり、詳細については、処理手順において具体的に示します。また、本計画及び処理手順では、時期区分を災害廃棄物処理の観点から「平常時」「初動期」「応急対応から復旧・復興」の3段階で考えます。

表 2.1 時期区分と特徴

時期区分		時期区分の特徴	時間の目安
平常時		発災前に災害予防策を講じる時期	—
初動期		人命救助が優先される時期（体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う）	発災後数日間
応急対応	（前半）	避難所生活が本格化する時期（主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間）	～3週間程度
	（後半）	人や物の流れが回復する時期（災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間）	～3ヶ月程度
復旧・復興		避難所生活が終了する時期（一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間）	～3年程度

※時間の目安は災害規模や内容によって異なる（東日本大震災クラスの場合を想定）

参考 災害廃棄物対策指針

（環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室 平成30年3月）

1 平常時

対象とする災害の被害想定等を踏まえ、発災時における混乱を避けるため、平常時に処理手順を作成し、災害に備えた各取組項目を行います。また、支援する立場になった場合に、支援できる塵芥車等の台数、人材などを検討します。

(1) 組織体制・指揮命令系統

災害時において、迅速かつ適切な活動を行うため、平常時から災害廃棄物処理体制を構築し、指揮命令系統等を定めます。また、年 1 回組織体制の検討を行います。

(2) 情報収集・連絡

関係行政機関、関係地方公共団体等との情報収集・連絡体制の明確化を図ります。また、職員及び所管施設等に対する情報連絡体制の強化を図ります。

(3) 協力支援体制

他地方公共団体及び廃棄物関係団体等と災害時の連携体制・相互協力体制を整備します。また、国や大阪府による支援内容を把握し、連絡体制を確立します。

(4) 職員への訓練

発災直後の行動が重要であるため、職員に対し組織体制の周知をはじめ、緊急時の行動を中心とした訓練を実施します。

(5) 一般廃棄物処理施設等

一般廃棄物処理施設等の耐震化、不燃堅牢化、浸水対策、非常用自家発電設備等の整備等を行い、災害対策を講じます。

また、一般廃棄物処理施設等の補修に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を整備します。

(6) 災害廃棄物処理

災害廃棄物の発生量及び既存施設での処理可能量の推計を行い、災害廃棄物の分別・収集方法の検討、処理・処分計画やフロー図の作成を行います。また、災害廃棄物の一時保管場所である仮置場（一次・二次）の利用方法や選定基準等の検討を行い、災害時における迅速な応急体制を確保します。

(7) 思い出の品等の取扱

災害廃棄物には、廃棄物とならない思い出の品や貴重品となるものがあることを前提として、思い出の品等の定義、保管・返却方法等を検討します。

(8) 市民への啓発・広報

災害廃棄物を適正かつ迅速に処理する上で、市民や事業者の理解・協力は欠かせないものであり、平常時から災害廃棄物の分別排出・処理方法等について、啓発・広報を実施します。

2 初動期

初動期は人命救助を優先しつつ、適正かつ迅速な災害廃棄物処理を行うため、予め定めた処理手順に基づき、被災状況や職員の動因状況を踏まえ、実行計画を作成します。

(1) 組織体制・指揮命令系統

平常時に決定した組織体制を立ち上げ、指揮命令系統を確立します。

(2) 情報収集・連絡

廃棄物処理施設の被害状況、災害廃棄物等の発生量等について、情報収集を行います。

(3) 協力支援体制

国や大阪府と連絡を取り、被害状況を報告し、受けられる支援について確認します。
一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互支援協定（以下「災害支援協定」という）を締結している地方公共団体及び廃棄物関係団体等と連絡を取り、支援要請が可能か確認します。

(4) 一般廃棄物処理施設等

所管施設・設備の安全性の確認及び必要な応急復旧措置を実施します。

(5) 災害廃棄物処理

被災状況や災害廃棄物の発生推計量から、自施設での災害廃棄物の処理可能見込量を検討するとともに、保管に必要な面積の見直しを行い、関係部局等と調整の上、必要に応じて仮置場（一次・二次）を確保します。なお、二次仮置場（仮設処理施設等の用地を含む。）について、市で設置が困難な場合は、大阪府に事務委託を行います。

仮設トイレ等の設置状況を把握し、し尿収集・処理体制を整えます。

(6) 思い出の品等の取扱い

発災直後には、思い出の品等の回収量が大幅に増えることが想定できるため、早急に保管場所を確保します。

(7) 相談窓口の設置

災害廃棄物に関する各種相談窓口を開設します。

(8) 市民への啓発・広報

発災直後は、市民の混乱を招かないよう情報の一元化に努め、優先される情報の周知など必要な情報を発信します。

3 応急対応から復旧・復興

速やかな復旧・復興をめざし災害廃棄物処理の進捗管理を行い、処理実態に応じて実行計画を見直し、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行います。

(1) 組織体制・指揮命令系統

災害廃棄物処理の進捗状況に応じて、人員体制や役割分担の見直しを行います。

(2) 情報収集・連絡

初動期に引き続き、被害状況等の情報収集を継続します。

(3) 協力支援体制

必要に応じて、国や大阪府、災害支援協定を締結している地方公共団体及び廃棄物関係団体等から支援を受けます。

(4) 一般廃棄物処理施設等

被災した一般廃棄物処理施設等の復旧を図ります。また、施設の復旧を実施している間に排出される廃棄物を処理するための施設等を確保します。

(5) 災害廃棄物処理

実行計画に基づき、災害廃棄物の収集・運搬・処理を行います。迅速な処理を行うため、災害廃棄物は可能な限り分別して排出及び集積することとし、収集・処理に当たっては分別を徹底の上、再資源化できるものはリサイクルします。

設置した仮置場（一次・二次）の管理を行います。仮置場（一次・二次）の返却に当たっては、土地の安全性を確認し、原状回復に努めます。

仮設トイレ等の設置状況を把握し、し尿収・処理を行います。

(6) 思い出の品等の取扱い

初動期に引き続き、思い出の品等の保管・返却を継続します。

(7) 各種相談窓口の設置等

災害廃棄物に関する各種相談窓口を継続します。

(8) 市民への啓発・広報

災害廃棄物の処理方法や注意点、進捗状況等について啓発・広報を行います。

発災後における廃棄物処理の基本的な流れを次に示します。

第2章 災害発生後の対応スケジュール

発災後における災害廃棄物対応業務を以下に示します。「災害廃棄物処理」、「生活ごみ、避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿の処理」の各フロー図から対応業務の流れや優先順位等を適切に判断しながら実行します。

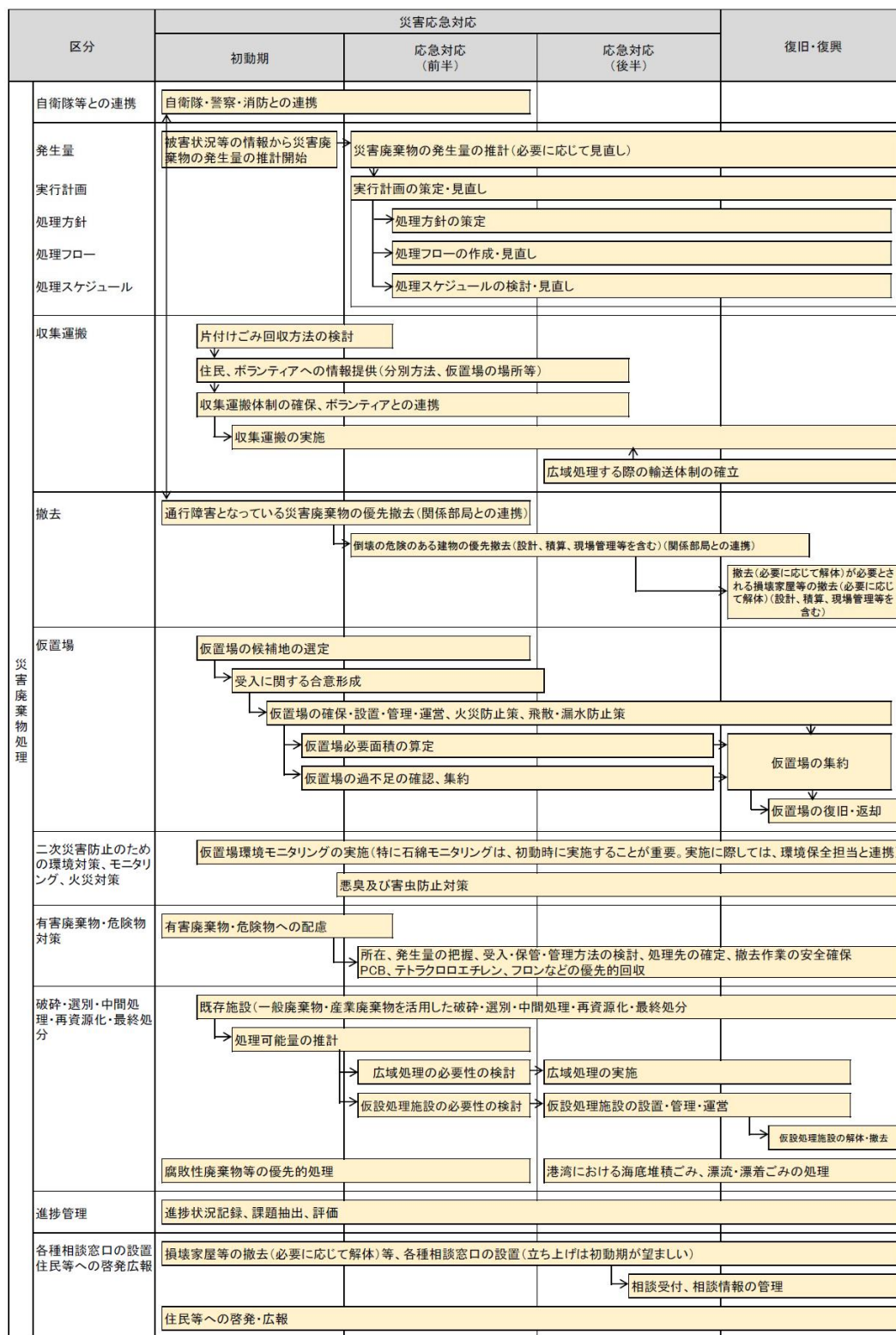


図2.1 災害廃棄物処理

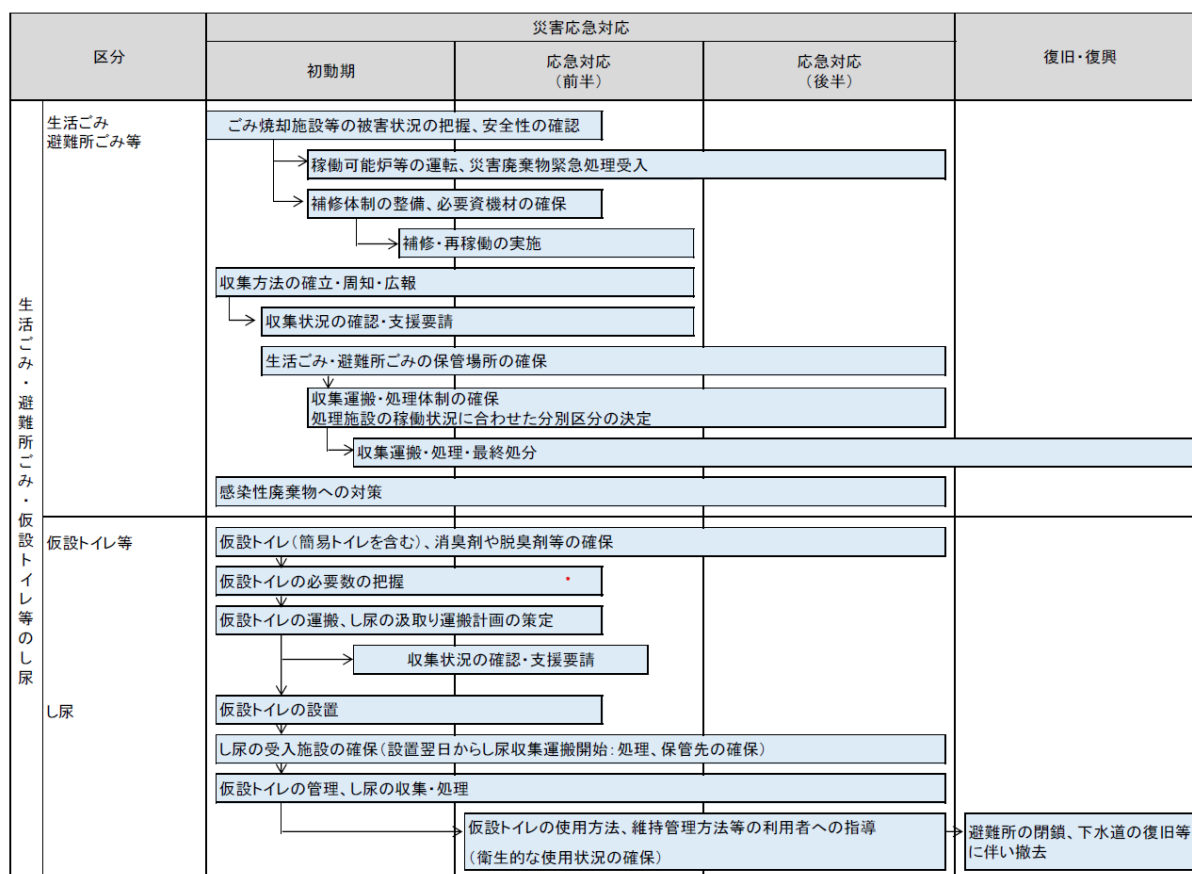


図 2.2 生活ごみ、避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿の処理

参考 災害廃棄物対策指針

(環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室 平成 30 年 3 月)

第3章 災害廃棄物発生量の推計

災害廃棄物の処理体制及び処理計画を検討するためには、その発生量の推計が必要となります。被災家屋から発生する災害廃棄物の発生量については、『災害廃棄物対策指針 技術資料【技 14-2】』（環境省）に基づき推計します。

推計式の種類とその適用範囲及び推計方法・係数を表 2.2～表 2.4 にそれぞれ示します。

表 2.2 推計式の種類とその適用範囲

種類	区分	地震災害 (揺れ)	地震災害 (津波)	水害	土砂災害
災害廃棄物全 体量	住家・非住家全壊棟数 10 棟未満	3,000 トン	3,000 トン	900 トン	3,000 トン
	住家・非住家全壊棟数 10 棟以上	推計式【 1 】			
片付けごみ 発生量	住家・非住家全壊棟数 10 棟未満	700 トン程度		500 トン程度	
	住家・非住家全壊棟数 10 棟以上	推計式【 2 】			

出典：災害廃棄物対策指針技術資料【技 14-2】（環境省 令和 5 年 4 月）

表 2.3 推計方法

●推計式【1】（津波堆積物除く災害廃棄物全体量）	
$Y = Y1 + Y2$ Y ：災害廃棄物全体量（トン） Y1 ：建物の解体に伴い発生する災害廃棄物（＝解体廃棄物）量（トン） Y2 ：建物の解体以外に発生する災害廃棄物量（トン）	網掛けの式を計算すると各廃棄物の量が算出できます。
$Y1 = (X1+X2) \times a \times b1 + (X3+X4) \times a \times b2$ $= (X1+X2) \times 96.232 \times b1 + (X3+X4) \times 96.232 \times b2$ X1、X2、X3、X4 ：被害棟数（棟） 添え字 1：住家全壊 2：非住家全壊 3：住家半壊 4：非住家半壊 a ：解体廃棄物発生原単位（t/棟） $a = A1 \times a1 \times r1 + A2 \times a2 \times r2$ $= 87.8 \times 0.5 \times 0.88 + 400 \times 1.2 \times 0.12$ （※左記係数の数値は次ページ参照） $\div 96.232$ A1 ：木造床面積（㎡/棟） a1 ：木造建物発生原単位（トン/㎡） r1 ：解体棟数の構造割合（木造）（－） b1 ：全壊建物解体率（－）	
A2 ：非木造床面積（㎡/棟） a2 ：非木造建物発生原単位（トン/㎡） r2 ：解体棟数の構造割合（非木造）（－） b2 ：半壊建物解体率（－）	
$Y2 = (X1+X2) \times CP$ CP ：片付けごみ及び公物等発生原単位（トン/棟）（※左記係数の数値は次ページ参照）	
●推計式【2】（片付けごみ発生量）	
$C = (X1 + X2 + X3 + X4 + X5 + X6 + X7) \times c$ C ：片付けごみ発生量（トン） X1、X2、X3、X4、X5、X6、X7 ：被害棟数（棟） 添え字 1：住家全壊 2：非住家全壊 3：住家半壊 4：非住家半壊 5：住家一部破損 6：床上浸水 7：床下浸水 c ：片付けごみ発生原単位（トン/棟）（※左記係数の数値は次ページ参照）	
●推計式【3】（津波堆積物発生量） 必要ない？	
$T = A \times h$ T ：津波堆積物の発生量（トン） A ：津波浸水面積（㎡） h ：津波堆積物の発生原単位（トン/㎡）	

出典：災害廃棄物対策指針技術資料【技 14- 2】（環境省 令和 5 年 4 月）

表2.4 推計式に用いる各種係数

災害廃棄物全体量推計							
項目	細目	記号	単位	地震災害 (揺れ)	地震災害 (津波)	水害	土砂災害
津波発生原単位	木造建物	a1	トン/㎡	0.5			
	非木造建物	a2		1.2			
延床面積	木造建物	A1	㎡/棟	87.8			
	非木造建物	A2		400			
解体棟数の 木造、非木造の割合	木造：非木造	r1:r2	－	88.0：12.0			
建物解体率	全棟	b1	－	0.75	1	0.5	
	半棟	b2	－	0.25	0.25	0.1	
片付けごみ及び 公物等発生原単位	全壊棟数	CP	トン/棟	53.5	82.5	30.3	164
片付けごみ発生量							
項目	細目	記号	単位	地震災害 (揺れ)	地震災害 (津波)	水害	土砂災害
発生原単位	－	c	トン/棟	2.5		1.7	

※延床面積：「令和４年度固定資産の価格等の概要調書」（総務省）より平均値を算出
 出典：災害廃棄物対策指針技術資料【技 14- 2】（環境省 令和５年４月）を整理

第4章 仮置場の確保・設置

災害時には、片付けごみやがれきなどの災害廃棄物が大量に排出されます。これらの大量に排出される災害廃棄物は廃棄物処理施設へ直接搬入しても、その処理が困難となる場合や廃棄物処理施設に向かう搬入路が寸断されて通行の確保が困難である場合等が考えられ、暫定的に積み置きできる仮置場を確保することが必要となるため、平常時から候補地を検討します。

1 仮置場の分類

仮置場は用途に応じて「一次仮置場」「二次仮置場」に分類します。設置する仮置場の分類と設置期間は表 2.5 のとおりです。ただし、二次仮置場については被害規模などを勘案し、必要に応じて設置します。

表 2.5 仮置場の分類と設置期間

名称	定義	設置期間
近隣集積所	被災者の生活環境と安全の確保や道路脇への散乱防止のため、仮に集積しておく場所	初動期（発災直後）から必要。（発災～数か月）※市外等からの「なりすましごみ」被害も多く、一次仮置場の開設に合わせて早期に閉鎖することが望ましい。
一 次 仮置場	処理前の災害廃棄物を一定期間、分別・保管し、処理施設へ搬出する場所	発災後速やかに必要。（発災～3 年程度）※災害廃棄物発生量や処理完了までの期間を十分考慮して設置の有無を検討することが望ましい。
二 次 仮置場	災害廃棄物の破碎・焼却処理等を行う為に仮設の中間処理施設を設置する場所	発災から一定期間経過後に必要。（発災後数か月～3 年程度）※災害廃棄物発生量や処理完了までの期間を十分考慮して設置の有無を検討することが望ましい。

2 近隣集積所

過去の事例により、災害発生直後に被災家屋から大量の片付けごみが道路上に排出され、緊急車両等通行の妨げになり復旧に支障をきたすことが課題となっています。これらの事態を鑑みて、災害発生時には必要に応じて市内各所に緊急的な仮置場として近隣集積所を設置し、生活環境の確保や緊急車両等の通行を確保します。設置については町会・自治会主導で行い、開設後は場内を適切に管理するとともに、火災防止等のため適切な分別を行うこととします。

3 仮置場候補地の選定

災害の種類や規模、被災エリアを考慮し、災害発生後速やかに一次仮置場を開設し、住民からの受入体制を構築します。災害発生時に開設する仮置場については、平常時から都市公園やグラウンドなど仮置場検討地をリストアップするとともに、現地調査を行い、有効面積や搬入出口の形状などの項目で評価し、事前に使用可能な仮置場候補地を選定しておきます。なお、二次仮置場の設置が必要な場合においては、被災状況や周辺環境への影響、運搬効率など総合的に判断し、必要に応じて有識者等の意見を踏まえて選定します。

表 2.6 仮置場の選定条件

No.	項目	選定条件
1	立地条件（周辺環境含む）	河川敷、ハザードマップ等での危険箇所は避けているか。 周辺で車両の待機場所を確保できるか。周辺に住宅地や病院がないか（200m以上離れていることが目安）。
2	全面道路幅	大型車が通行可能な 7m以上が目安。大型車両の出入り口を確保できるか。
3	所有者	土地所有地は誰か。周辺住民の理解が得やすい土地か。
4	面積	10,000 m ² 以上確保できるか。
5	搬入出口の形状	搬入出口は大型車が通行できる幅か。また搬入出口は複数確保できるか。
6	搬送ルート	高速道路 IC や幹線道路までのアクセスが容易か。
7	土地の形状	平坦地で変則地形の形状か。障害物はないか。
8	土地の基盤整備状況	舗装されているか。敷鉄板等が設置可能な場所か。
9	整備（水の確保等）の設置状況	水・電気を確保できるか。
10	地域防災計画の位置づけの有無	地域防災計画で応急仮設住宅、避難所等に指定されていないか。

4 仮置場の設置

災害発生時には、被災状況や被災エリアに応じて公共用地から選定し必要数を設置します。仮置場の開設にあたっては、仮設住宅建設予定地や自衛隊活動拠点など地域防災計画における防災拠点として位置付けられている場所もあるため、関係機関と調整の上、利用可能の是非を確認します。

大規模災害の場合、仮置場は数か月～最大 3 年開設することになるため、場内や周辺の飛散防止など環境対策を行い適切な管理を実施していくと共に迅速に災害廃棄物の処理を進めていきます。

5 仮置場のレイアウト

仮置場は、分別の推進と作業の安全を考慮し、区画や搬入路、人員の配置等を設定します。仮置場内の配置計画（レイアウト）は、表 2.7 の点を考慮して設定します。

表 2.7 仮置場のレイアウト検討に係る留意事項

項目	留意事項
レイアウト 検討	・搬入、搬出路は原則として一方通行とし、分岐や合流はないことが望ましい。 ・出入口には交通誘導員を配置し、入口に受付を設置する。 ・場内の搬入・通行路幅は、大型車両が円滑に走行できるよう整備する。 ・区画ごとの分別区分を示す配置図や看板を設置する。 ・火災防止のため、区画間の離隔は2 m以上とし、積み上げ高さは5 m以下とする。 ・汚水の発生等が懸念される場合は、遮水シートを設置するなどによって汚染防止を行う。 ・不法投棄や資源物の盗難防止のため、敷地境界には仮囲いを設けるとともに、夜間等無人となる場合は施錠する。

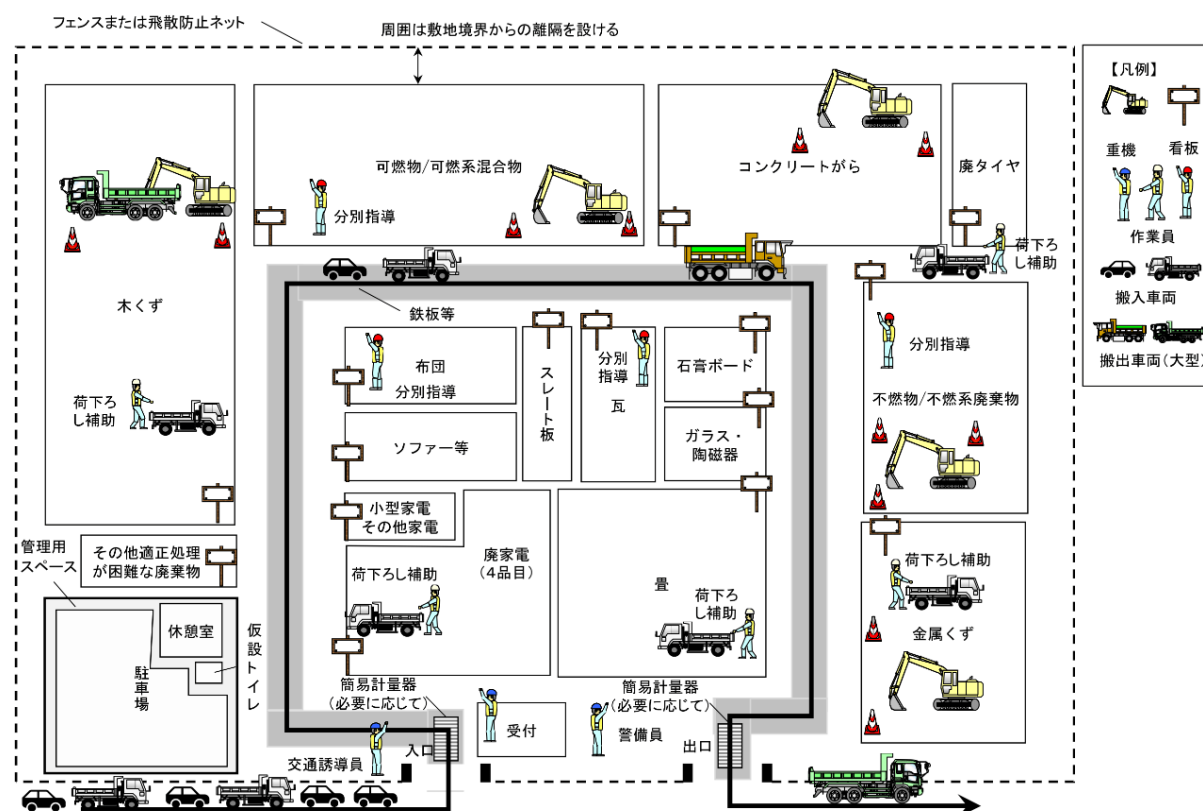


図 2.3 一次仮置場レイアウトイメージ

出典：災害廃棄物対策指針技術資料【技 18-3】（環境省 令和5年1月）

6 仮置場必要面積の推計方法

仮置場必要面積については、作業スペースや積み上げ高さを考慮して、推計します。算定にあたり大阪府の計画との整合を図ります。

7 仮置場の管理・運営

仮置場を設置した場合は、速やかに必要な機材や人員を確保し、周辺環境や火災防止など安全に十分配慮しながら災害廃棄物の受入や搬出などスムーズな運営を行います。

(1) 必要資機材の確保

平常時から関係機関・業界団体と災害支援・応援に係る協定を締結し、必要資機材の手配方法を定めるとともに、本市が保有する資機材について保管場所を記載した一覧表を作成し、定期的に保管状況の確認を行います。

表 2.8 一次仮置場の必要資機材

区分	主な資機材リスト	用途	必須	必要に 応じて
設置	敷鉄板、砂利	大型車両の走行、ぬかるみ防止		○
	マグネット付のバックホウ等	敷鉄板の敷設		○
	出入口ゲート、チェーン、南京錠	保安対策（進入防止）、不法投棄・盗難等の防止	○	
	案内板、立て看板、場内配置図、告知看板	運搬車両の誘導、災害廃棄物の分別区分の表示、お知らせ・注意事項の表示等	○	
	コーン標識、ロープ	仮置き区域の明示、重機の可動範囲・立ち入り禁止区域の明示等の安全対策		○
	受付	搬入受付	○	
処理	フォーク付のバックホウ等	災害廃棄物の粗分別、粗破碎、積み上げ、	○	
	マグネット、スケルトン	搬出車両の積み込み		○
	移動式破碎機	災害廃棄物の破碎		○
	運搬車両（パッカー車、平ボディ車、大型ダンプ、アームロール車等）	災害廃棄物の搬入・搬出	○	
作業員	保護マスク、めがね、手袋、安全（長）靴、耳栓	安全対策、アスベスト吸引防止	○	
	休憩小屋（プレハブ等）、仮設トイレ	職員のための休憩スペース、トイレ		○
	クーラーボックス	職員の休憩時の飲料水の保管		○
管理	簡易計量器	災害廃棄物の搬入・搬出時の計量		○
	シート	土壌汚染の防止、飛散防止		○
	仮囲い	飛散防止、保安対策、不法投棄・盗難防止、		○
		騒音低減、景観への配慮		
	飛散防止ネット	飛散防止		○
	防塵ネット	粉じんの飛散防止		○
	タイヤ洗浄設備、散水設備・散水車	粉じんの飛散防止		○
	発電機	電灯や投光機、水噴霧のための電力確保、職員の休憩スペースにおける冷暖房の稼働用		○
	消臭剤	臭気対策		○
	殺虫剤、防虫剤、殺鼠剤	害虫対策、害獣対策		○
	放熱管、温度計、消火器、防火水槽	火災発生防止（堆積物内部の放熱・温度・一酸化炭素濃度の測定）		○
	掃除用具	仮置場その周辺の掃除（美観の保全）		○

出典：災害廃棄物対策指針【技17-1】（環境省 令和5年1月）

(2) 仮置場の管理人員の確保

仮置場への便乗ごみの搬入や不法投棄防止のため、必要な人員を迅速に配置します。また、過去に被災地では、仮置場の周辺において搬入車両の渋滞が問題となっていることから、車両誘導・交通整理の人員などを配置し、スムーズな搬入出が行える体制を整えます。

(3) 搬入・搬出管理

仮置場へ搬入する車両に関して、受付で搬入台数のカウント、搬入車や搬入物の確認を行い、便乗ごみや他市町村からの搬入防止を徹底します。

8 仮置場の閉鎖

仮置場を閉鎖するに当たり、土壌分析等を行い、土地の安全性を確認し、必要に応じて仮置場の原状回復後、土地管理者に返却します。

第5章 分別・処理・再資源化

災害廃棄物の処理は、環境負荷の低減や資源有効活用の観点から可能な限りリサイクルを促進します。本市だけで災害廃棄物を処理できない場合は、民間事業者等による処理委託の可能性を考慮して、平常時から連携して、体制を構築します。

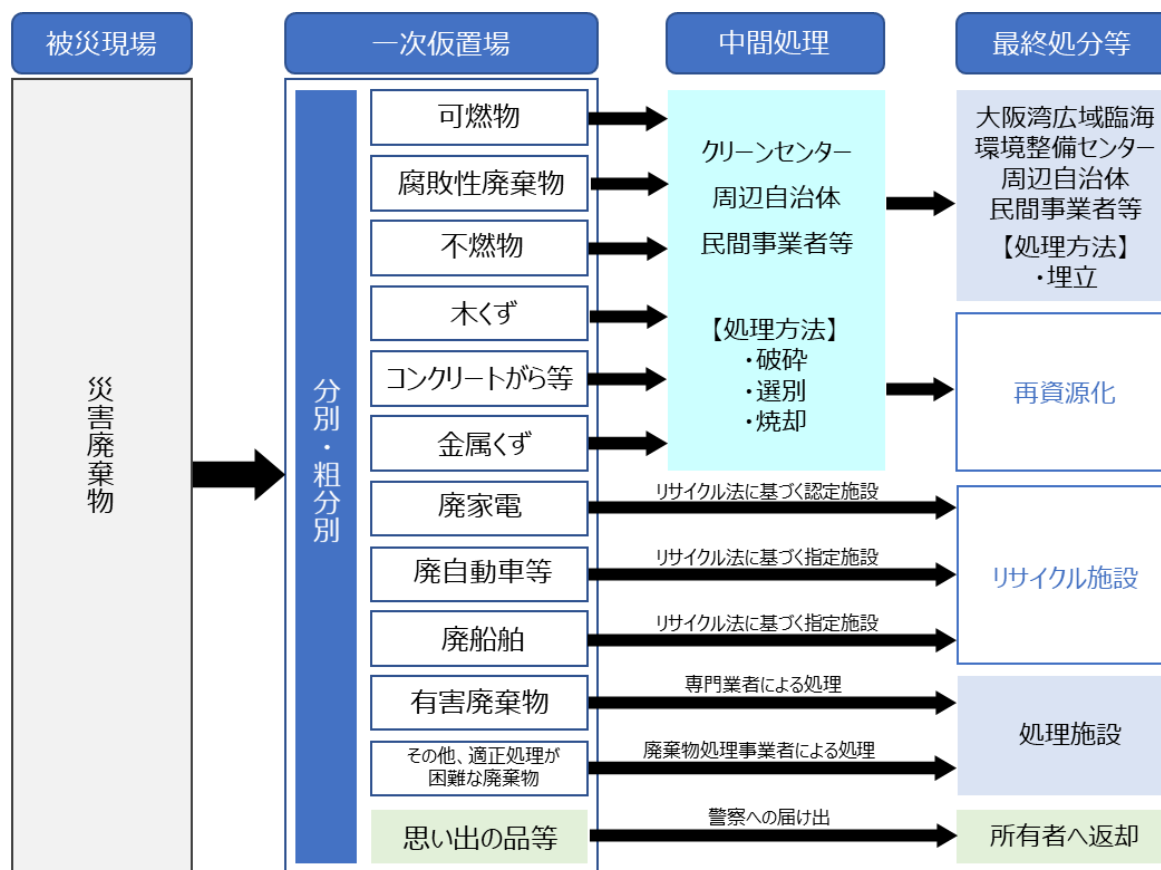


図2.4 災害廃棄物の処理フロー

第6章 公費解体

1 損壊家屋等の解体・撤去

損壊家屋等（家屋だけでなく、倉庫や中小企業者（※）の事業所等を含む）の解体は、本来、私有財産の処分であり、原則として、所有者の責任によって行うこととなります。ただし、災害復興に当たっては、寝屋川市が災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して全壊家屋等の解体を実施することができます。また、特定非常災害については、半壊家屋等まで補助対象が拡大されるため、補助対象の適否は、災害発生後の環境省の通知等を確認し、対応します。

表 2.9 災害等廃棄物処理事業費補助金の対象

区分	全壊	半壊
撤去・解体	○	△
運搬	○	○
処理・処分	○	○

※ ○：適用 △：場合により適用

出典：公費解体・撤去マニュアル第4版

（環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室 令和6年4月）

以下、公費解体の手順を示します。解体・撤去棟数が多い場合は事務量が多くなるため、庁内他部局からの協力を得て体制を構築するよう検討します。また都道府県や他市町村からの支援を得たり、補償コンサルタントや測量事業者等の民間事業者への委託を検討します。

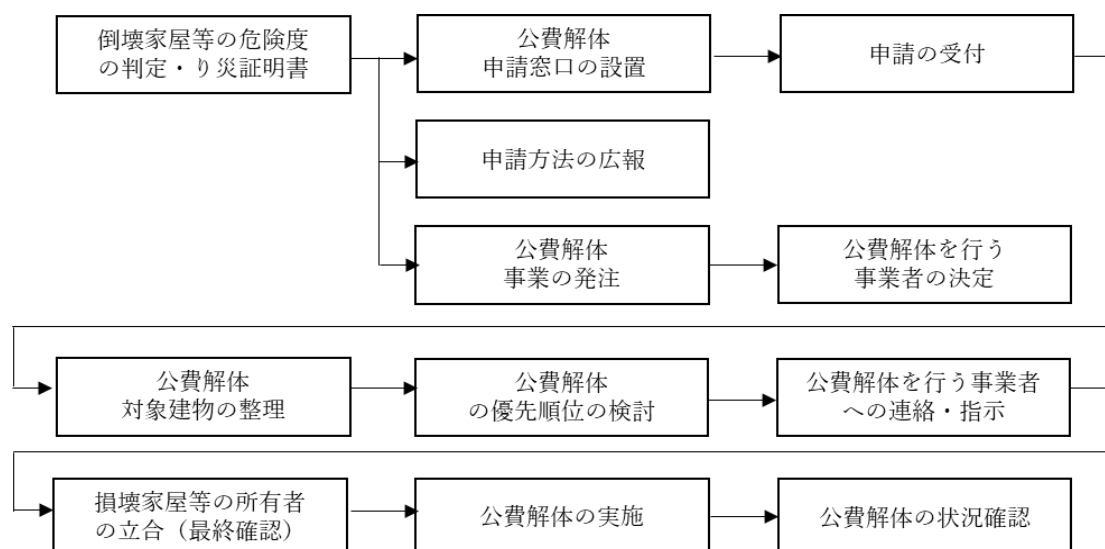


図2.5 公費解体の手順（例）

出典：公費解体・撤去マニュアル第4版

（環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室 令和6年4月）

2 公費解体の受付体制等の検討

損壊家屋等を公費により解体する場合の受付に至る手続きやルールについて以下のよう to 定めます。

(1) 公費解体の対象案件の選定

- ① 公費解体の対象の決定
- ② 具体的な対象事例（または除外する事例）の絞り込み（例：敷地の地割のみで建物被害のないものは除外）
- ③ 基礎や一体的に解体されるブロック塀等、対象となる工作物の絞り込み
- ④ 敷地境界、解体物の特定

(2) 公費解体のためのルール作り

- ① 公費解体のための規則または要綱、書類様式の制定
- ② 申請受付期間の設定
- ③ 公費解体後の登記の扱い等

(3) 公費解体受付体制

- ① 申請受付体制の検討（職員による直営受付、アルバイト、人材派遣等に委託等）
- ② 受付期間に応じた受付場所の確保
- ③ 申請受理後の書類審査、現地調査の体制の確保
- ④ 市民向け広報の手法と時期、内容の検討（家財の扱い、電気・ガス・水道の本人による事前手続き等も含む）
- ⑤ 解体事業者と申請者、市町村の3者現地打合せの方法
- ⑥ 解体前に申請者が実施すべき事項の整理
- ⑦ 解体後発生する廃棄物の受入・処分体制の確認
- ⑧ 解体事業者との契約

(4) 賃貸物件や集合住宅の公費解体

- ① 所有者と入居者が異なる場合の必要書類（同意書）の確認
- ② 入居者の退去予定時期の明確化
- ③ 退去（見込）者の住居相談対応

第7章 環境対策

災害廃棄物処理に関して生じる地域住民の生活環境への影響を最小限にするよう保全対策を実施します。

1 環境モニタリング

災害廃棄物処理現場等を対象に、大気質、臭気、水質等の環境モニタリングを行います。

環境モニタリング調査の項目や頻度は、被災状況や保全すべき周辺環境に応じて設定します。

2 悪臭及び害虫防止対策

仮置場（一次・二次）等において、悪臭及び害虫防止対策を行います。

3 火災防止対策

仮置場（一次・二次）等において、火災の防止策を講じます。また、万一火災が発生した場合に備え、二次災害発生の防止策を講じます。

4 有害廃棄物・適正処理困難物対策

有害物質が流出・拡散しないよう、保管・管理している施設に指導を行うとともに、有害廃棄物や危険物を発見次第、優先的に回収するなど、適正処理を指導します。